

令和7年11月以降任用予定

八代市坂本支所地域振興課会計年度任用職員（パートタイム職員）選考実施要領

- 1 任用期間：令和7年11月1日以降から令和8年3月31日まで
（開始年月日は変更する場合があります）
- 2 任用予定職種及び人員 地域おこし協力隊員 1名
- 3 応募資格
 - ①地方公務員法第16条の規定に該当しない人
 - ②三大都市圏や都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住している者で、採用後に生活の拠点を八代市に移して、住民票を異動する意思がある人
※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。
 - ③地域の活性化に意欲があり、地域住民と協力し合える人
 - ④地域特性や風習を理解し、住民と積極的に親睦を図れる人
 - ⑤任期満了後も八代市坂本町に定住意思がある人
 - ⑥心身ともに健康で、誠実に職務を行える人
 - ⑦普通自動車免許を有し、自動車の運転ができる人
 - ⑧パソコンを用いた文書作成及び表計算をすることができ、SNS等の活用ができる人
- 4 募集要項：別紙のとおり
- 5 実施方法：申込書による書類審査及び面接
【別紙】おためし地域おこし協力隊（2泊3日）への参加
※面接実施日は「おためし地域おこし協力隊」最終日
- 6 面接官：支所長、課長、担当係長
- 7 選考の方法
 - （1）書類審査
志望動機、自己PR、資格・免許、経歴などを書類で審査
 - （2）おためし地域おこし協力隊への参加及び面接試験
必要な適性（人物、識見、職務適性、対人関係能力等）や職務遂行能力の有無について、別に定める評価票により点数化する。各面接官が採点し、その合計点数の平均が6割以上の点数であった者のうち、成績上位順に決定する。
ただし、合格ラインの決定にあたり、同得点者がいた場合はこれまでの経験等を考慮のうえ、決定する。
- 8 その他 辞退者が発生した場合は、次点のものを新たに合格者とすることができる。また、任用後3カ月内に退職者が発生した場合も同様の取扱いができるものとする。

日 程（案）

令和 7 年 1 1 月任用予定 八代市坂本支所地域振興課
パートタイム会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）選考

日付	スケジュール	作業	備考
令和 7 年 9 月初旬		任用要領・募集要項 決裁	部長専決 人事課・企画政策課 合議
令和 7 年 9 月上旬	市 HP、SNS、移住・ 交流推進機構 HP 掲載開始	申込書受付開始	受付場所： 坂本支所地域振興課
	窓口で申込案内配布開始		郵送可
9 月 30 日（火）	受付（一次）締切		以下、申込がない場合 募集を延長する
申込受付～	関連事業（おためし地域 おこし協力隊事業：2 泊 3 日）の実施【面接：最終日】	坂本温泉センター との協議及び委託	申込状況により変更 する場合あり
面接から約 2 週間以内	採否決裁		部長決裁
面接日から約 2 週間後	結果通知	結果開示開始 （発表から 1 ヶ月）	
10 月下旬	任用伺起案		課長決裁 人事課合議
11 月 1 日（土）	会計年度任用職員任用 通知書交付（11 月 1 日付）		